

芽室町成年後見支援センターでは このような事業を行っています。

相 談

- 判断能力に不安のある方の生活や財産管理に関する困りごとについて相談に応じます。
- 成年後見制度の利用が必要であるかを検討し、今後の方向性について一緒に考えていきます。
- 相談内容によって必要な関係機関と連携し安心して生活できるようお手伝いします。

普及・啓発

- 住民の方に対して成年後見制度の理解を深めていただくための講演会を開催します。
- 市民後見人養成研修修了生のみなさんと連携して、成年後見制度に関する出前講座を実施します。
- 成年後見支援センターの役割や成年後見制度を知っていただくため、パンフレット等を作成し、広く周知します。

手続き支援

- 成年後見制度の利用が必要な方やそのご家族の方が制度の利用をしやすいよう関係機関と連携を図りながら解決に向け支援します。

市民後見人の活動支援

- 判断能力が低下した方の生活を身近な立場で支援する市民後見人の活動を支援します。
- ※市民後見人とは、親族や専門職以外の住民による後見人です。権利擁護と地域福祉の担い手として、その活動が期待されています。

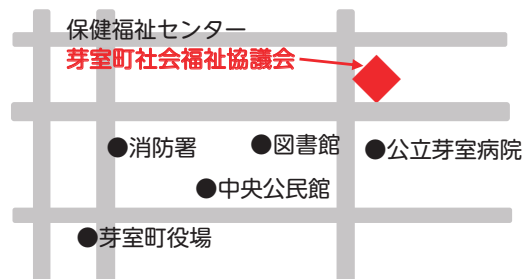
法人後見の受任

- 家庭裁判所の審判に基づき、芽室町社会福祉協議会が法人として成年後見人等を受任し、後見業務を行います。

お問合せ

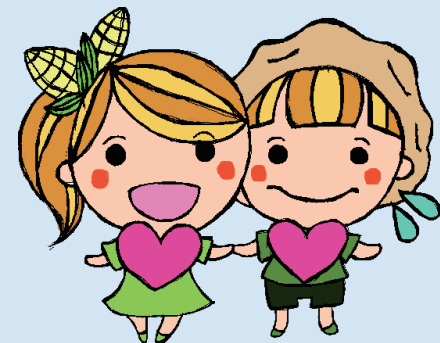
社会福祉法人 芽室町社会福祉協議会
芽室町成年後見支援センター

〒082-0014
芽室町東4条4丁目5番地5
芽室町保健福祉センター内



芽 室 町 成年後見支援センター

認知症・知的障がい・精神障がいなどであっても、
住み慣れた芽室町で安心して暮らし続けることが
できるよう、一人ひとりに寄り添った支援をします。



☎0155-62-1616

月曜日から金曜日 8:45から17:30まで
(土日、祝日および年末年始12月31日から1月5日は除く)

社会福祉法人 芽室町社会福祉協議会

成年後見制度とは？

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、自身では十分な判断をすることができない方が、財産の取り引きなどの契約や各種手続きを行う際に、一方的に不利な契約を結ばないよう法律面で支援するとともに、適切な福祉サービスにつなげるなど生活面でも支援し、本人の権利や財産を守ることを目的とした制度です。

成年後見制度には2種類

◆法定後見制度

本人や家族等が家庭裁判所に申し立、後見人等が選任されます。判断能力により、**後見・保佐・補助**の3つの類型があります。

◆任意後見制度

将来、判断能力が低下したときに備えて、財産の管理や自身の生活、療養看護に関する事務を自分に代わって行う人（任意後見人）をあらかじめ選び、公証役場でその内容と方法を契約する制度です。

日常生活自立支援事業とは？

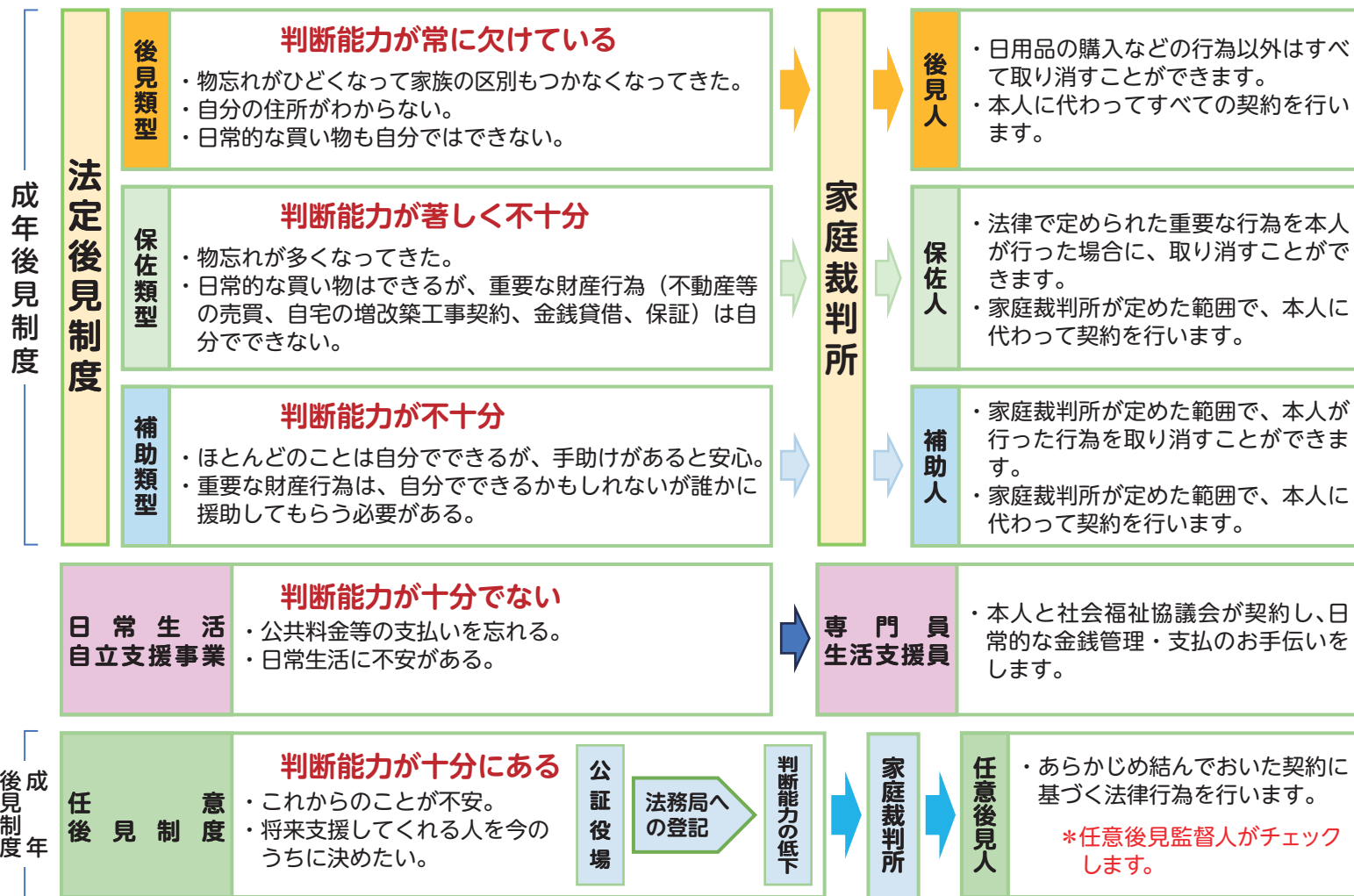
認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力に不安のある方と社会福祉協議会が契約を結び福祉サービスの利用援助等を行うものです。

◆支援内容

- ①福祉サービス利用援助
- ②日常的金銭管理サービス
- ③書類等の預かりサービス

※この事業は本人の代理するような法的権限はありません。

こんな時にはこの制度を！



法定後見制度の流れ

